

職員の給与の支給に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和六年三月二十八日

広島県人事委員会

委員長 舩 木 孝 和

### 広島県人事委員会規則第九号

#### 職員の給与の支給に関する規則の一部を改正する規則

職員の給与の支給に関する規則（昭和二十六年広島県人事委員会規則第四号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>（警察職員の特殊勤務手当） 第二十三条の三（略） 2（略） 一 別表第七上欄第一号、第四号から第八号まで、第十二号及び第十七号に掲げる作業に従事した場合においては、作業に従事した日一日につき同表の当該各号下欄に掲げる額 一一五（略） 3―6（略）</p>	<p>（警察職員の特殊勤務手当） 第二十三条の三（略） 2（略） 一 別表第七上欄第一号、第四号から第八号まで及び第十二号に掲げる作業に従事した場合においては、作業に従事した日一日につき同表の当該各号下欄に掲げる額 一一五（略） 3―6（略）</p>

別表第七（第二十三条の三関係）	別表第七（第二十三条の三関係）										
<table border="1"><thead><tr><th>作業の種類</th><th>支給額</th></tr></thead><tbody><tr><td>（略）</td><td>（略）</td></tr><tr><td>十七 犯罪被害者等支援の業務に従事する職員で人事委員会が認めるものを行うカウンセリング作業で人事委員会が定めるもの</td><td>五百六十円</td></tr></tbody></table>	作業の種類	支給額	（略）	（略）	十七 犯罪被害者等支援の業務に従事する職員で人事委員会が認めるものを行うカウンセリング作業で人事委員会が定めるもの	五百六十円	<table border="1"><thead><tr><th>作業の種類</th><th>支給額</th></tr></thead><tbody><tr><td>（略）</td><td>（略）</td></tr></tbody></table>	作業の種類	支給額	（略）	（略）
作業の種類	支給額										
（略）	（略）										
十七 犯罪被害者等支援の業務に従事する職員で人事委員会が認めるものを行うカウンセリング作業で人事委員会が定めるもの	五百六十円										
作業の種類	支給額										
（略）	（略）										

#### 附 則

この人事委員会規則は、令和六年四月一日から施行する。